



# 姫路市 子ども・若者意識調査

## 【ご協力をお願い】

皆様には、日頃から市政に関するご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市ではこのたび、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するため、こども基本法に基づき、「(仮称)姫路市こども計画」を新たに策定することとなりました。

そこで、姫路市にお住まいの15歳～39歳の皆さんの現状やご希望をおたずねし、計画策定の基礎資料とさせていただきますため、「子ども・若者意識調査」を実施いたします。

調査の性質上、プライベートな内容をお聞きする質問もありますが、回答いただいた内容について、個々の調査票を公表したり、調査の目的以外に使用することは一切ございません。

**回答にかかる時間は、15分～20分程度です。**ご多用のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

令和5年12月

姫路市長 清元 秀泰

### 記入に当たってのお願い

1. この調査票は無記名です。
2. 回答は、ご自身が思うことを、お答えいただける範囲でお答えください。

### ▼郵送で回答する場合

〇月〇日必着



①アンケート用紙に書き込む



②返信用封筒に入れて



③ポストに入れる

### ▼インターネットで回答する場合

〇月〇日まで入力できます



①上のQRコードを読み取って

回答コード  
【 999999 】

②専用サイトにアクセスして上の「回答コード」を入力



③パソコンやスマホで回答を入力し、送信

### お問い合わせ先

姫路市こども未来局こども育成部 こども総務課

電話：079-221-0000（直通・調査期間のみ利用できます）

よろしく  
お願いします



ご回答

## 【回答方法について】

1. 回答は、質問の後のあてはまる番号に○をつけてください。
2. 質問には、1つの番号だけを選ぶ場合と、あてはまる番号を複数選ぶ場合と、( )の中に数字を記入する場合があります。
3. 「その他」を選んだ場合は、( )内に具体的な内容をご記入ください。
4. 答えられない質問や答えたくない質問には、お答えいただくなくても差支えありません。

## あなた自身について

問1 あなたの性別をお答えください。

(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- 1 男
- 2 女
- 3 その他 (どちらともいえない・わからない・答えたくない)

問2へ進んでください

問2 あなたの年齢をお答えください。

( ) 歳

問3へ進んでください

問3 現在、あなたが同居している方をすべて選んでください。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 1 父      | 6 あなたの配偶者 (パートナー)     |
| 2 母      | 7 あなたの子ども             |
| 3 兄弟姉妹   | 8 その他 ( )             |
| 4 祖父母    | 9 同居している人はいない (一人暮らし) |
| 5 その他の親戚 |                       |

問4へ進んでください

問4 あなたが同居している方は、あなたを含めて何人ですか。

( )人 ※あなたを含めて

問5へ進んでください

問5 あなたが最後に卒業（中退を含む）した学校はどこですか。

現在学校に通っている方は、通っている学校をお答えください。

（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

- 1 中学校
- 2 高等学校（全日制）
- 3 高等学校（定時制・通信制・サポート校）
- 4 専修学校・専門学校
- 5 短期大学
- 6 5年制の高等専門学校（高専）
- 7 大学・大学院
- 8 その他（ )

問6へ進んでください

問6 あなたの暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの生活水準）は、世間一般と比べて、上から下までのどれにあたると思いますか。あなたの実感でお答えください。

（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

- |       |       |
|-------|-------|
| 1 上   | 4 中の下 |
| 2 中の上 | 5 下   |
| 3 中の中 |       |

問7へ進んでください

問7 あなたの現在の仕事をお答えください。

(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- 1 学生・生徒（予備校生など、進学のために勉強している人を含む）
- 2 パート・アルバイト（学生のアルバイトを除く）
- 3 派遣社員・契約社員・嘱託
- 4 正規の社員・職員・従業員
- 5 会社などの役員
- 6 自営業・自由業
- 7 家族従業者・内職
- 8 専業主婦・主夫
- 9 家事手伝い
- 10 無職（仕事を探している）
- 11 無職（仕事を探していない）
- 12 その他（）

問8へ進んでください

## 居場所について

問8 あなたは、子どもや若者にとっての「居場所」とは、どんなところだと思いますか。  
(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- 1 自分ひとりで行けて、好きなだけいられる場所
- 2 落ち着いてくつろげる場所
- 3 好きなものがあったり、好きなことができる場所
- 4 周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所
- 5 友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所
- 6 自分のことを否定されたり、嫌なことが起きない場所
- 7 大人に指図されたり、強制されたりしない場所
- 8 自分の意見や希望を受け入れてもらえる場所
- 9 色々なイベントがあり、自分の好きなものに参加できる場所
- 10 信頼できるスタッフがいる場所
- 11 色々な人と出会える場所
- 12 その他 ( )

問9へ進んでください

問9 あなたにとっての「居場所」は、次のうちどこですか。

(あてはまる番号を3つまで選び、○をつけてください。)

1 自分の部屋	8 職場・アルバイト先（過去に働いていた場所を含む）
2 家庭（親戚の家を含む）	9 お店（ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・ファストフード店・ファミレス・コンビニなど）
3 友だちの家	10 趣味や自己啓発の場所
4 学校（教室・図書室など。卒業した学校を含む）	11 インターネット空間（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）
5 クラブ（部）活動・サークル活動の場所	12 その他（ ）
6 塾や習い事の場所	13 居場所はない
7 地域（図書館・公民館・公園・児童センターなど）	

問10へ進んでください

## インターネットの利用について

問10 あなたは、スマートフォン（スマホ）やパソコンなどを使って、1日に大体何時間くらいインターネット（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）を利用していますか。（それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。）

(1) 平日	(2) 休日
1 0時間～1時間未満	1 0時間～1時間未満
2 1時間～3時間未満	2 1時間～3時間未満
3 3時間～5時間未満	3 3時間～5時間未満
4 5時間～8時間未満	4 5時間～8時間未満
5 8時間以上	5 8時間以上
6 全く利用していない	6 全く利用していない

問11へ進んでください

問11 あなたは、インターネットを利用して、次のようなトラブルにあったことがありますか。  
(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- 1 身に覚えのない料金を請求された
- 2 知らないうちに会員登録や契約をしてしまった
- 3 インターネットショッピングなどで買った商品が届かなかったり不良品が届いたりした
- 4 オンラインゲームで、アイテムがなくなったり、ゲームができなくなったり、課金するつもりがなかったのに課金したりした
- 5 LINEやX(旧ツイッター)、メールなどで、馬鹿にされたりいやがらせを受けたりした
- 6 名前や住所、メールアドレスなどの個人情報や写真を勝手に使用された
- 7 迷惑メールがたくさん送られてきた
- 8 コンピュータウイルスに感染した
- 9 つきまとい、いやがらせなど、現実の犯罪やトラブルに巻き込まれた
- 10 その他( )
- 11 被害にあったことはない

「1」～「10」と回答した人は、問12へ進んでください  
「11」と回答した人は、問13へ進んでください

問12 問11で、「1」～「10」と回答した方のみお答えください。

あなたは、インターネット上のトラブルにあった時、誰に相談しましたか。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- 1 家族
- 2 学校の先生
- 3 友だちや先輩・後輩
- 4 職場(アルバイト先)の人
- 5 市役所などの公的な相談窓口
- 6 警察
- 7 インターネットの掲示板やSNS上の知り合い
- 8 誰にも相談していない
- 9 その他( )

問13へ進んでください



## 周囲の人とのかかわりについて

問 13 家族・親戚とあなたのかかわりは、どのようなものですか。

(それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	あてはまる人は いない
(1) 会話やSNS（LINE、X（旧ツイッター）など）をよくする	1	2	3	4	5
(2) 何でも悩みを相談できる人がいる	1	2	3	4	5
(3) 楽しく話せるときがある	1	2	3	4	5
(4) 困ったときは助けてくれる	1	2	3	4	5
(5) 他の人には言えない本音を話せることがある	1	2	3	4	5
(6) いつもつながりを感じている	1	2	3	4	5

問 14 へ進んでください

問 14 学校で出会った友人（現在通っている学校の友人、かつての同窓生など）と、あなたの現在のかかわりは、どのようなものですか。

（それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	あてはまる人は いない
(1) 会話やSNS（LINE、X（旧ツイッター）など）をよくする	1	2	3	4	5
(2) 何でも悩みを相談できる人がいる	1	2	3	4	5
(3) 楽しく話せるときがある	1	2	3	4	5
(4) 困ったときは助けてくれる	1	2	3	4	5
(5) 他の人には言えない本音を話せることがある	1	2	3	4	5
(6) いつもつながりを感じている	1	2	3	4	5

問 15 へ進んでください

問 15 地域の人（近所の人、町内会や消防団など地域活動での知人、塾や習いごとなど、学校や職場以外で知り合った人）と、あなたのかかわりは、どのようなものですか。  
（それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	あてはまる人は いない
(1) 会話やSNS（LINE、X（旧ツイッター）など）をよくする	1	2	3	4	5
(2) 何でも悩みを相談できる人がいる	1	2	3	4	5
(3) 楽しく話せるときがある	1	2	3	4	5
(4) 困ったときは助けてくれる	1	2	3	4	5
(5) 他の人には言えない本音を話せることがある	1	2	3	4	5
(6) いつもつながりを感じている	1	2	3	4	5

問 16 へ進んでください

問 16 インターネット上の人やグループ（実際には会ったことがなかったり、何回か会ったことはあっても、基本的にはインターネット中心の付き合いの人やグループ）と、あなたのかかわりは、どのようなものですか。

（それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	あてはまる人は いない
(1) 会話やSNS（LINE、X（旧ツイッター）など）をよくする	1	2	3	4	5
(2) 何でも悩みを相談できる人がいる	1	2	3	4	5
(3) 楽しく話せるときがある	1	2	3	4	5
(4) 困ったときは助けてくれる	1	2	3	4	5
(5) 他の人には言えない本音を話せることがある	1	2	3	4	5
(6) いつもつながりを感じている	1	2	3	4	5

問 17 へ進んでください

問 17 パート・アルバイトを含め、現在働いている方、またはこれまで働いた経験のある方のみお答えください。

職場・アルバイト関係の人（現在及び過去の職場の同僚・上司・部下、その他仕事の関係で知り合った人等）と、あなたの現在のかかわりは、どのようなものですか。

（それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	あてはまる人は いない
(1) 会話やSNS（LINE、X（旧ツイッター）など）をよくする	1	2	3	4	5
(2) 何でも悩みを相談できる人がいる	1	2	3	4	5
(3) 楽しく話せるときがある	1	2	3	4	5
(4) 困ったときは助けてくれる	1	2	3	4	5
(5) 他の人には言えない本音を話せることがある	1	2	3	4	5
(6) いつもつながりを感じている	1	2	3	4	5

18歳以上の方は、問 18 へ進んでください

15歳～17歳の方は、問 25 へ進んでください

## 結婚について

※問 18～問 24 は、18 歳以上の方のみお答えください。

15 歳～17 歳の方は、問 25 へ進んでください。

問 18 18 歳以上の方のみお答えください。

あなたは現在、結婚していますか。(あてはまる番号 1 つ に○をつけてください。)

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 結婚している（再婚や事実婚を含む） | 4 結婚していない（結婚したことがない） |
| 2 まもなく結婚する予定        | 5 わからない・答えたくない       |
| 3 結婚していない（離別または死別）  |                      |

「1」「2」と回答した方は、問 19 へ進んでください  
「3」「4」と回答した方は、問 21 へ進んでください  
「5」と回答した方は、問 24 へ進んでください

問 19 問 18 で「1」「2」と回答した方のみお答えください。

あなたと配偶者の方が、最終的に結婚を決めたときの直接のきっかけは何ですか。  
(あてはまる番号を 3 つまで 選び、○をつけてください。)

- |  |
|--|
| 1 結婚資金（挙式や新生活の準備のための費用）が用意できた                |
| 2 収入や住居など結婚生活のための経済的基盤ができた                   |
| 3 自分または相手の仕事の事情                              |
| 4 できるだけ早く一緒に暮らしたかった                          |
| 5 年齢的に適当な時期だと感じた                             |
| 6 できるだけ早く子どもがほしかった                           |
| 7 子どもができた                                    |
| 8 友人や同年代の人たちの結婚                              |
| 9 親や周囲のすすめ                                   |
| 10 その他（ <span style="float: right;">）</span> |

問 20 へ進んでください



問 22 問 18 で「3」「4」と回答した方のみお答えください。

あなたは今後、結婚をしたいと思っていますか。

(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1 結婚したい           | 4 結婚したくない      |
| 2 どちらかといえば結婚したい   | 5 わからない・答えたくない |
| 3 どちらかといえば結婚したくない |                |

「1」「2」と回答した方は、問 23 へ進んでください  
「3」「4」「5」と回答した方は、問 24 へ進んでください

問 23 問 22 で「1」「2」と回答した方のみお答えください。

あなたは、何歳くらいで結婚したいと思っていますか。

(         ) 歳くらいで結婚したい

問 24 へ進んでください



問 24 18 歳以上の方のみお答えください。

結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、姫路市（市役所）はどのような取組を行うべきだと思いますか。

あなたの考えに近いものを3つまで選び、○をつけてください。

- 1 給料など、雇用・労働条件を改善する
- 2 育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える
- 3 結婚に関する費用を支援する
- 4 住宅に関する費用を支援する
- 5 出会いの場を提供するなど、出会いを支援する
- 6 交際や結婚に関する相談支援を行う
- 7 若いうちから自身のライフプランを考える機会を提供する
- 8 結婚に関する啓発活動を行う
- 9 家事や育児を夫婦で分担できるよう、啓発活動を行う
- 10 その他（）
- 11 姫路市が取り組む必要はない

問 25 へ進んでください

## お子さんについて

問 25 あなたにはお子さんが何人いますか。別居しているお子さんも含めてお答えください。  
(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- |      |               |
|------|---------------|
| 1 1人 | 4 4人          |
| 2 2人 | 5 5人以上 → ( )人 |
| 3 3人 | 6 いない         |

問 26 へ進んでください

問 26 あなたが理想とする(可能なら持ちたいと思う)お子さんの数は、今いるお子さんも含め、全部で何人ですか。

(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- |      |                |
|------|----------------|
| 1 1人 | 4 4人           |
| 2 2人 | 5 5人以上 → ( )人  |
| 3 3人 | 6 子どもを持つつもりはない |

問 27 へ進んでください

問 27 あなたは今後、理想とする数のお子さんを持つてそうだと思いますか。

(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1 そう思う            | 4 そう思わない       |
| 2 どちらかといえば、そう思う   | 5 子どもを持つつもりはない |
| 3 どちらかといえば、そう思わない |                |

「1」「2」「5」と回答した方は、問 29 へ進んでください  
「3」「4」と回答した方は、問 28 へ進んでください

問 28 問 27 で「3」「4」と回答した方のみお答えください。

理想とする数のお子さんを持ってそうにないと思う理由をお答えください。

(あてはまる番号を3つまで選び、○をつけてください。)

- 1 子育てや教育にお金がかかりすぎるから
- 2 家が狭いから
- 3 仕事と子育ての両立が難しいから
- 4 子どもがのびのび育つ環境ではないから
- 5 自分や夫婦の生活を大切にしたいから
- 6 年齢的に妊娠・出産が難しいから
- 7 育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから
- 8 健康上の理由から
- 9 夫婦で協力して家事・育児を行うことが難しいから
- 10 配偶者が子どもを望まないから
- 11 夫婦仲が良くないから
- 12 ほしいけれどもできないから
- 13 保育所・こども園、幼稚園や子育て支援サービスが十分でないから
- 14 不妊治療等に対する助成が十分でないから
- 15 その他 ( )

問 29 へ進んでください

あ  
と  
半  
分  
も  
あ  
り  
ま  
せ  
ん



ち  
よ  
っ  
と  
一  
休  
み  
し  
て  
：

問 29 子育てにかかる費用の中で、あなたが負担を感じている（または負担になるだろうと思う）費用は何ですか。

（あてはまる番号を3つまで選び、○をつけてください。）

1 食費
2 衣料・服飾費
3 光熱水費
4 医療費
5 保育所・こども園、幼稚園にかかる費用
6 小・中・高校にかかる費用（授業料、学用品費など）
7 大学にかかる費用（入学料、授業料、仕送りなど）
8 学校以外の教育費（塾、通信教材など）
9 娯楽費（趣味、レジャー、習い事などにかかる費用）
10 交通費（定期代などの通学費、移動にかかる費用）
11 通信費（携帯電話料金など）
12 その他（ <input type="text"/> ）
13 負担を感じる（負担になるだろうと思う）費用は特にない

問 30 へ進んでください

## あなたの気持ちや悩みごと・困りごとについて

問 30 あなたは今、自分が幸せだと思えますか。

（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

1 そう思う	3 どちらかといえば、そう思わない
2 どちらかといえば、そう思う	4 そう思わない

問 31 へ進んでください

問 31 あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。

(それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。)

	あてはまる	あてはまる どちらかといえば	あてはまらない どちらかといえば	あてはまらない
(1) 自分には自分らしさというものがあると思う	1	2	3	4
(2) 自分の欲しいものをがまんすることが苦手だ	1	2	3	4
(3) 今の自分を変えたいと思う	1	2	3	4
(4) 将来よりも今の生活を楽しみたい	1	2	3	4
(5) 努力すれば希望する職業につくことができる	1	2	3	4
(6) 自分の将来は運やチャンスによって決まると 思う	1	2	3	4
(7) 人生で起こることは、結局は自分に原因が あると思う	1	2	3	4
(8) 他人に迷惑がかからない限り、どんな考えや 行動をとろうが、自分の自由だと思う	1	2	3	4
(9) 今の自分が好きだ	1	2	3	4
(10) 自分らしさを強調するより、他人と同じこと をしていると安心だ	1	2	3	4
(11) 自分の親（保護者）から愛されていると思う	1	2	3	4
(12) うまくいくかわからないことにも意欲的に 取り組む	1	2	3	4
(13) 自分の考えをはっきり相手に伝えることが できる	1	2	3	4
(14) 自分自身に満足している	1	2	3	4
(15) 自分は周りの人の役に立っていると思う	1	2	3	4

問 32 へ進んでください

問 32 あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。

(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 希望がある          | 3 どちらかといえば、希望がない |
| 2 どちらかといえば、希望がある | 4 希望がない          |

問 33 へ進んでください

問 33 あなたは、今、自分自身について悩んでいることや困っていることはありますか。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1 親（保護者）のこと                        |
| 2 配偶者（パートナー）のこと                    |
| 3 親（保護者）、配偶者（パートナー）以外の家族のこと        |
| 4 家族のお世話や介護のこと                     |
| 5 家計のこと                            |
| 6 友人のこと                            |
| 7 学校生活のこと                          |
| 8 勉強や受験・進路のこと                      |
| 9 部活動・クラブ活動・サークル活動のこと              |
| 10 塾・習い事のこと                        |
| 11 就職や職場のこと                        |
| 12 将来のこと                           |
| 13 体のこと                            |
| 14 性・恋愛のこと                         |
| 15 LINE・X（旧ツイッター）・インスタグラムなどSNS上のこと |
| 16 その他（ <input type="checkbox"/> ） |
| 17 悩んでいることや困っていることはない              |

問 34 へ進んでください

問 34 あなたには、困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいますか。

(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- 1 いる
- 2 いない

「1」と回答した方は、問 35 へ進んでください  
「2」と回答した方は、問 36 へ進んでください

問 35 問 34 で「1」と回答した方のみお答えください。

あなたが困ったときに相談したり、悩みを話せる人は誰ですか。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- 1 親（保護者）
- 2 配偶者（パートナー）
- 3 兄弟姉妹
- 4 祖父母や親戚（おじ、おば、いとこなど）
- 5 学校の友だち
- 6 学校以外の友だち
- 7 学校の先生（保健室の先生以外）
- 8 保健室の先生
- 9 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- 10 地域の大人（近所の人、塾や習い事の先生など）
- 11 職場の同僚・上司
- 12 カウンセラー・精神科医
- 13 インターネット上（LINE、X（旧ツイッター）など）の知り合い
- 14 市役所や保健センターなど公的な相談窓口の人
- 15 その他（ ）

問 36 へ進んでください

問 36 あなたは、次の子ども・若者の相談を受けているところのうち、知っているところ、利用したことのあるところがありますか。

(それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。)

	知っている		知らない
	利用した ことがある	利用した ことはない	
(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	1	2	3
(2) 姫路っ子悩み相談	1	2	3
(3) こころの健康相談	1	2	3
(4) 人権相談	1	2	3
(5) 福祉つながる窓口	1	2	3
(6) 家庭児童相談	1	2	3
(7) 24 時間子供SOSダイヤル	1	2	3

<相談を受けているところの説明>

(1) スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー	「心の専門家」であるスクールカウンセラーや「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーが、学校で色々な相談に応じています。
(2) 姫路っ子悩み相談	いじめや不登校、発達の悩みなどについて、姫路市立総合教育センターで、担当者が無料で電話相談に応じています。
(3) こころの健康相談	心の病について、保健センターで、保健師や専門医などが無料で相談に応じています。
(4) 人権相談	体罰やいじめ、インターネット上の問題、差別などについて、法務局などで、人権擁護委員が無料で相談に応じています。
(5) 福祉つながる窓口	くらしの中の色々な悩みや困りごとについて、姫路市総合福祉会館で、担当者が無料で相談に応じています。
(6) 家庭児童相談	18 歳未満の子どもとその家庭のさまざまな問題について、子ども家庭総合支援室の保育士や保健師などが、無料で相談に応じています。
(7) 24 時間子供SOSダイヤル	子どもたちが、全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめやその他のSOSを、簡単に、無料で相談できます。

問 36 は、次のページに続きがあります



(問 36 の続き) ※それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	知っている		知らない
	利用した ことがある	利用した ことはない	
(8) 子どもの人権 110 番 (SOSミニレター)	1	2	3
(9) チャイルドライン	1	2	3
(10) ひょうごっ子悩み相談センター	1	2	3
(11) 少年相談室 (ヤングトーク)	1	2	3
(12) 姫路しごと支援センター	1	2	3
(13) ひめじ若者サポートステーション	1	2	3

<相談を受けているところの説明>

(8) 子どもの人権 110 番 (SOSミニレター)	だれに相談したらいいかわからないような悩みについて、法務局の職員や人権擁護委員が無料で相談に応じています。学校で配る「SOSミニレター」で相談することもできます。
(9) チャイルドライン	18歳までの子ども専用の電話相談です。チャットによるオンライン相談も行っています。
(10) ひょうごっ子悩み相談センター	いじめ、不登校、体罰など、子どものSOSについて、電話などで相談に応じています。
(11) 少年相談室 (ヤングトーク)	いじめ、暴力などの被害にあった子どもなどについて、少年相談専門員が、相談に応じています。
(12) 姫路しごと支援センター	就職に悩む方を応援するため、就職に関する悩み相談に応じているほか、就職準備セミナーの開催や、ハローワークと連携した就職支援を行っています。
(13) ひめじ若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳~49歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、ビジネスマナーなどの各種セミナー、協力企業での就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

問 37 へ進んでください

問 37 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、問 36 にあるような相談できるところを利用したいと思いますか。 (あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 1 利用したいと思う         | 3 どちらかといえば利用したいと思わない |
| 2 どちらかといえば利用したいと思う | 4 利用したいと思わない         |

「1」「2」と回答した方は、問 39 へ進んでください  
「3」「4」と回答した方は、問 38 へ進んでください

問 38 問 37 で「3」「4」と回答した方のみお答えください。

あなたが、問 36 にあるような相談できるところを利用したいと思わない理由は何ですか。 (あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- |                             |
|-----------------------------|
| 1 相談できる人が身近にいるので、行く必要がないから  |
| 2 相談しても解決できないと思うから          |
| 3 自分ひとりで解決するべきだと思うから        |
| 4 誰にも知られたくないことだから           |
| 5 自分が変な人に思われるのではないかと不安だから   |
| 6 自分の欠点や失敗を悪く言われそうだから       |
| 7 相手がどんな人かわからないから           |
| 8 何を聞かれるか不安に思うから            |
| 9 嫌なこと、できないことをするように言われそうだから |
| 10 相手にうまく伝えられないから           |
| 11 裏切られたり、失望するのがいやだから       |
| 12 お金がかかると思うから              |
| 13 その他 ( )                  |
| 14 特に理由はない、わからない            |

問 39 へ進んでください



問 40 あなたは、子ども・若者への支援について、姫路市（市役所）にどんなことに取り組んでほしいですか。

（あてはまる番号を5つまで選び、○をつけてください。）

- 1 子ども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する
- 2 子ども・若者が自分の意見を発表できる場を作る
- 3 子ども・若者が地域の活動に参加するきっかけを作る
- 4 子ども・若者がボランティア活動をできるよう支援する
- 5 生活が苦しい子どもや家庭を支援する
- 6 子ども・若者が悩みごとや困りごとを相談できる窓口を充実する
- 7 虐待を受けている人、虐待を受けたことのある人を支援する
- 8 子ども・若者がほっとできる居場所を充実する
- 9 学校に行けない人、社会に出られない人が自立できるよう支援する
- 10 学校の教育を充実する
- 11 子ども・若者の非行や犯罪の防止に取り組む
- 12 若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む
- 13 結婚を考える若者が結婚できるよう支援する
- 14 その他（ ）
- 15 取り組んでほしいことは特にない

問 41 へ進んでください

## 子どもが意見を表明する権利について

問 41 あなたは、こども基本法(※1)や子どもの権利条約(※2)に定められている「子どもが意見を表明する権利」(子どもが、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができる権利)のことを知っていますか。

(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

(※1)こども基本法 …すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、基本的な考え方をはっきりとさせ、社会全体でこどもに関する取組を進めるためにつくられた法律です。

(※2)子どもの権利条約 …「差別のないこと」、「子どもにとって最もよいこと」、「子どもが命を守られ成長できること」、「子どもが意見を表明し参加できること」という4つの原則など、子どもの権利を定めている条約です。

- 1 知っている
- 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない
- 3 知らない

問 42 へ進んでください

問 42 あなたは、子どもに関する制度や政策について、思っていることや意見を、姫路市(市役所)に伝えたいと思いますか。

(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- 1 伝えたいと思う
- 2 どちらかといえば、伝えたいと思う
- 3 どちらかといえば、伝えたいと思わない
- 4 伝えたいと思わない
- 5 わからない・答えたくない

「3」「4」と回答した人は、問 43 へ進んでください  
「1」「2」「5」と回答した人は、問 44 へ進んでください

問 43 問 42 で「3」「4」と回答した方のみお答えください。

あなたが姫路市（市役所）に対して自分の意見を伝えたいと思わない理由をお答えください。（あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

1 意見を伝えても反映されないと思うから	6 伝えた意見をどう扱われるかわからないから
2 どのように意見を伝えればいいのかわからないから	7 意見を伝えるのは恥ずかしいから
3 姫路市が何をしているのか、どんな人がいるのかわからないから	8 意見を伝えるといやな思いをしそうだから
4 意見を伝えるのが面倒だから	9 その他 ( )
5 自分の意見に自信がないから	10 伝えたい意見はない

問 44 へ進んでください

問 44 あなたは、どんな方法や手段があれば、姫路市（市役所）に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。（あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

1 市役所などの市の建物で、対面で伝える
2 自分の学校で、対面で伝える
3 公園や児童センター、カフェなど普段自分が利用する場所で、対面で伝える
4 電話や通話アプリで伝える
5 手紙で伝える
6 メールで伝える
7 インターネットのアンケートに答える
8 オンライン（インターネット上）の会議で伝える
9 SNS（LINE、X（旧ツイッター）、インスタグラムなど）で伝える
10 その他 ( )
11 伝えたい意見はない

問 45 へ進んでください

問 45 あなたは、どんな工夫やルールがあれば、姫路市（市役所）に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。

（あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

- 1 匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる
- 2 意見の伝え方や伝える意見のテーマについて、前もって学ぶ機会がある
- 3 伝えた意見がどのように扱われるかがわかる
- 4 意見を伝える場に、友だちや知り合いと一緒に参加できる
- 5 自分の意見を聴く人がどんな人か、前もってわかる
- 6 伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる
- 7 意見を伝えるときに、身近な信頼できる人がそばにいる
- 8 ほかの人の意見も知ることができる
- 9 伝えた意見が制度や政策に反映されるまで関わるることができる
- 10 伝えた内容が公開されない（秘密にしてくれる）
- 11 自分の意見をほかの人が代弁してくれる
- 12 意見を伝える場に、友だちや知り合いがいない
- 13 謝礼（お礼のお金）がもらえる
- 14 その他（ )
- 15 伝えたい意見はない

問 46 へ進んでください

問 46 最後に、子ども・若者に対する支援や少子化対策について、姫路市（市役所）に取り組んでほしいことや、お困りのことがあれば、自由にお書きください。


質問はこれで終わりです。

最後まで答えていただき、ありがとうございました。

